

静岡県告示第270号の6

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、田子の浦港臨港地区内に下記のとおり分区を指定する。

その関係図面は、静岡県交通基盤部港湾局港湾企画課、静岡県田子の浦港管理事務所及び富士市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和5年3月31日

田子の浦港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 川 勝 平 太

記

地区名	位置	面積	分区名
依田橋地区	富士市依田橋の一部	約2.2ha	商港区